

岐阜県公報

第 六 十 二 号
令和元年十二月六日
(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) 四〇九^ハ

公 安 委 員 会 規 則

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 四一〇

告 示

救急病院及び救急診療所の認定 (医療整備課) 四一〇

救急病院の申出の撤回 (同) 四二二

道路の区域変更 (道路維持課) 四二二

道路の供用開始 (同) 四二三

保安林の解除をしようとする旨の通知 (治 山 課) 四二四

保安林に指定する予定である旨の通知 (同) 四二四

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知 (同) 四二五

身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 四二五

監 査 委 員 告 示

定期監査の結果に関する報告の公表 (監 査 委 員) 四一六

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 四二一

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 四二五

規 則

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則(平成二十年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第一種修学資金の項中「国立大学法人岐阜大学医学部医学科」を「岐阜大学医学部医学科」に改め、同表第二種修学資金の項中「国立大学法人岐阜大学医学部医学科」を「岐阜大学医学部医学科」に、「国立大学法人岐阜大学以外」を「岐阜大学以外」に改める。

第三条第一項第二号及び第三号中「国立大学法人岐阜大学医学部医学科」を「岐阜大学医学部医学科」に改める。

第十四条第五項ただし書中「次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間」を「四年(業務従事期間に算入する期間を含む。)」に改め、同項各号を削る。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者及びこの規則の施行の日以後貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。

岐阜県公報 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令和元年十二月六日

公安委員会規則

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第九号

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則（平成十九年岐阜県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「田外」を「田外」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十二号

次の医療機関を救急病院及び救急診療所として令和元年十一月一日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 朝日大学病院
所在地 岐阜市橋本町三丁目三番地
有効期限 令和四・一〇・三一

笠松病院 岐阜市中鶉三丁目一番地

医療法人社団志朋会加納渡辺病院 岐阜市加納城南通二丁目三番地

河村病院 岐阜市芥見大般若一丁目八四番地

岐阜県総合医療センター 岐阜市野一色四丁目六番一号

岐阜市民病院 岐阜市鹿島町七丁目一番地

岐阜赤十字病院 岐阜市岩倉町三丁目三六番地

国立大学法人岐阜大学医学部附属病院 岐阜市柳戸一番一

岐阜清流病院 岐阜市川部三丁目二五番地

岐阜ハートセンター 岐阜市藪田南四丁目一四番四号

医療法人社団慈朋会澤田病院 岐阜市野一色七丁目二番五号

千手堂病院 岐阜市千手堂中町二丁目二五番地

近石病院 岐阜市光町二丁目四六番地

独立行政法人国立病院機構長良医療センター 岐阜市長良一三〇〇番地七

医療法人社団双樹会早徳病院 岐阜市宇佐南一丁目八番一号

医療法人社団誠広会平野総合病院 岐阜市黒野一七六番地五

外科病院 岐阜市四屋町四三番地

みどり病院 岐阜市北山一丁目一四番二四号

医療法人社団幸紀会安江病院 岐阜市鏡島西二丁目四番一四号

医療法人生友会柳津病院 岐阜市柳津町宮東一丁目一〇二番地

山内ホスピタル 岐阜市市橋三丁目七番二号

福富医院 岐阜市安食一二二八番地

羽島市民病院	羽島市新生町三丁目二四六番地	同	美濃市立美濃病院	美濃市中央四丁目三番地	同
公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四丁目六番一	同	社会医療法人白鳳会鷺見病院	郡上市白鳥町白鳥二番地の一	同
医療法人秀幸会横山病院	各務原市那加元町八番地	同	県北西部地域医療センター国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真二〇五番地一	同
小林内科	各務原市鷺沼羽場町三丁目一七三番地	同	郡上市市民病院	郡上市八幡町島谷二六一番地	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター岐阜北厚生病院	山県市高富一八七番地三	同	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇番地	同
松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五番地の一	同	太田病院	美濃加茂市太田町二八五五番地の一	同
大垣市民病院	大垣市南類町四丁目八六番地	同	独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院	可児市土田一二二番地五	同
名和病院	大垣市藤江町六丁目五〇番地	同	医療法人馨仁会藤掛病院	可児市広見八七六番地	同
医療法人社団豊正会大垣中央病院	大垣市見取町四丁目二番地	同	東可児病院	可児市広見一五二〇番地	同
医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六丁目八五番地一	同	伊佐治医院	加茂郡八百津町八百津三九二六番地	同
海津市医師会病院	海津市海津町福江六五六番地一六	同	医療法人白水会白川病院	加茂郡白川町坂ノ東五七七〇番地	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八六	同	桃井病院	可児郡御嵩町中二一六三番地	同
博愛会病院	不破郡垂井町二二〇番地の四二	同	岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五丁目一六一番地	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七番地四	同	社会医療法人厚生会多治見市民病院	多治見市前畑町三丁目四三番地	同
新生病院	揖斐郡池田町本郷一五五一番地の一	同	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六番地一号	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通五丁目一番地	同	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三番地の二四	同
医療法人香徳会関中央病院	関市平成通二丁目六番一八号	同	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五二二番地の一	同
			市立恵那病院	恵那市大井町二七二五番地	同
			国民健康保険上矢作病院	恵那市上矢作町三一一番地一	同

高山赤十字病院 高山市天満町三丁目一番地 同
 国民健康保険飛驒市民 飛驒市神岡町東町七二五番地 同

岐阜県告示第三百五十三号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があつたので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 不破郡関ケ原町大字関ケ原三三三 令和元・八・三一
 医療法人社団紫水会藤井病院 八番地

岐阜県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百六十号	瑞浪市陶町猿爪字沢ノ尻一〇七一番一〇五地先から同市同町同字同一〇五七番三九地先まで	前 二〇・二 三・三	後 二〇・八 三・三	一四九・〇	一四九・〇

岐阜県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	可土児岐線	土岐市泉町久尻字水晶山一四二五番一地先から同市同町同字同一四二七番一地先まで	前 九四 二・三	後 九九 三・四	一六五・〇	一六五・〇

岐阜県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
			前 ル （メイト）	後 ル （メイト）	ル （メイト）	

県道	道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
清高見山線			高山市清見町三日町字保内	木平二三九二番一地先地	後 一六・六 二五・四	前 一六・六 二五・四	一〇・六	

岐阜県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
清高見山線			高山市清見町三日町字保内	木平二三九二番一地先地	後 二・九 四・四	前 二・九 四・四	八・二	

岐阜県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
上野線			美濃市大字大矢田字阿古美二	六三四番一地从先	後 二二・九	前 二二・九	令和元年十二月六日	平成二十九年九月

岐阜県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
中野方線			加茂郡八百津町潮見字篠原四	番九地先地内	後 四・〇	前 四・八	令和元年十二月六日	平成二十九年九月

令和元年十二月六日

岐阜県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

海津市南濃町安江字鎌知土三三二四の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町阿多岐字上小垣内一四七一の四三二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二）「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町二日町字寺谷下一五七六の四九七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（三）「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五三三九から五二四一まで、五二四二、五二四三の二から五二四三の三まで、五二四四、五二四五の二、五二四六の二、五二四六の三、五二四七の二から五二四七の六まで、五二四八から五二五〇まで、五二五二から五二五五まで、五二五七、五二五八、五二六三、五二六四、五二六八から五二七〇まで、五二七二、五二七三、五二七四の二から五二七四の三
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字深谷五二四二
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五二一六の二、五二一六の三、五二一六の七、五二一七の二、五二一八の二、五二一九、五二二二の二、五二二三の二、五二二三の三、五二二四、五二二五の二、五二二九、五三三〇、五三三一の二、五三三一、五三三二の二、五三三四、五三三五の二、五三三六の二、五三三七の二、五三三七の三、五三三八、五三五一、五二七一、五二七五、五二七六、五二七七の二、五二七七の三、五二七七の四
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和元年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指 定 年 月 日
内 科	山中 一輝	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通五 一 令和元二・二五
外 科	水野 吉雅	同	同
整形外科	大杉 佳哉	同	同
眼 科	長谷川美有貴	総合病院 中津 川市民病院	中津川市駒場一五二二 一 同

同	消化器内科	同	内 科	同	整形外科	内 科	眼 科	同	内 科	外 科	内 科	耳鼻咽喉科	内 科	同
全	木村 有志	高橋 佳大	小出 祐也	大野 祐輔	安藤 友樹	馬淵 正敏	菅野 宏昭	梁 敦	荒川 恭宏	水川 卓丈	村上 大輔	鈴木 健司	馬淵 正綱	田中 大貴
同	同	同	西厚生会松波総合病院	社会医療法人蘇西厚生会	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	岐卓厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 岐北厚生病院	医療法人白川病院	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	荒川医院	医療法人社団豊正会 大垣中央病院	羽島市民病院	みみはなのど大垣西クリニクス	医療法人社団正和会 馬淵病院	岐卓厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院
同	同	同	五羽島郡笠松町田代一八	同	六多治見市前畑町五一	三山県市高富一八七	七加茂郡白川町坂ノ東五七七〇	一 大垣市林町六 八五	安八郡輪之内町大吉新田五六二	大垣市見取町四 二	六 羽島市新生町三 二四	大垣市検町七九七	大垣市美和町一八三一	関市若草通五一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により令和元年十月に執行した定期監査（一部同年九月に執行したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和元年十二月六日

岐阜県監査委員 田 中 勝 士
 岐阜県監査委員 加 藤 大 博
 岐阜県監査委員 鈴 土 良 靖
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 長 縄 直 子

第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 清流の国推進部 危機管理部 環境生活部 健康福祉部 高工労働部 農政部 林政部 県土整備部 都市建設部 県事務所 教育委員会 警察本部 その他 合計	監査実施機関数		監査結果件数			
	指導あり	指導あり	指導事項	指導事項	検討事項	検討事項
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
1	0	0	0	0	0	0
3	1	0	1	1	0	0
2	1	1	2	1	1	0
4	2	2	5	2	3	0
1	0	1	2	0	1	1
4	2	2	5	3	2	0
1	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0
2	1	1	2	1	1	0
24	3	5	15	4	11	0
8	5	4	9	5	4	0
2	0	0	0	0	0	0
52	15	16	41	17	23	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指導あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、24 機関において、17 件の指導事項及び23 件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、本庁の所管課1 機関において、1 件の検討事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 環境生活部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
高山陣屋管理事務所	令和元年10月28日

2 健康福祉部 (3 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃保健所	令和元年10月28日	飛騨食肉衛生検査所	令和元年10月28日

【監査の結果】
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

動物愛護センター	令和元年10月28日
----------	------------

機関名	区分	内容
東濃保健所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料171,094円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

3 高工労働部 (2 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
産業技術総合センター	令和元年10月23日	生活技術研究所	令和元年10月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
産業技術総合センター	指導事項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務及び検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていた。 2 検査調査を作成すべきところ、電子マニフェストシステム照会結果の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで行っていた。 生活技術研究所 指導事項 フロン類を使用した試験機の物品管理事務並びに解体工事及び廃棄処分業務委託に係る契約事務において、取得価格が100万円以上の物品の不用決定の際に必要な知事の承認を得る前であり、契約の締結前であるのに、委託業者にフロン類を引き渡していたので、今後は適正に処理されたい。

4 農政部 (4 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
郡上農林事務所	令和元年10月25日	農業技術センター	令和元年10月28日
畜産研究所	令和元年10月28日	病害虫防除所	令和元年10月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
農業技術センター	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,958円が過払、休日勤務手当1件5,929円が支払不足となっていたので、速や

予算の流用について総務部長から承認を受けるなどの手続をすべきところ、これを行わず予算執行されていたので、今後は適正に処理されたい。

6 県土整備部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美濃土木事務所	令和元年10月23日	郡上土木事務所	令和元年10月29日
可茂土木事務所	令和元年10月30日	長良川上流河川開発工事事務所	令和元年10月29日

【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
美濃土木事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として158,544円の費用負担が発生し、公用車が1台廃車(評価額360,000円)となっていた。また、修繕料36,007円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	道路管理上の5件の事故について、損害賠償金として362,693円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	物品の管理事務において、ソフトウェア1件(取得価格58,833円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
郡上土木事務所	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として90,098円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として729,147円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
可茂土木事務所	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として729,147円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

7 都市建設部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
中濃建築事務所	令和元年10月30日

【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

8 県事務所 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県事務所	令和元年10月23日	可茂県事務所	令和元年10月30日

指導事項	内 容
かに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
概算払された共同研究に係る委託料の精算事務において、概算払を受けた者が提出した精算書類について収支等命令が行うこととされている確認が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	
SDカードの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。	
1 「その他の外部記録媒体管理台帳」に記載されているものの、情報セキュリティ取扱管理者の確認がなされていた。	
2 「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していたものがあつた。	
別払機を操作中に右が飛散したこと等により車両を損傷させた2件の毀損事故について、損害賠償金として477,368円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	
外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたものがあつたため、今後は適正に処理されたい。	

5 林政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
森林文化アカデミー	令和元年9月27日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
森林文化アカデミー	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたため、今後は適正に処理されたい。

森林文化アカデミーの監査の結果として、所管課である林政課に対し、次の事項については是正又は改善を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
林政課	検討事項	森林文化アカデミーの予算執行事務において、急ぎ予算執行が必要となつたドイツ森林環境教育調査に係る海外渡航業務の経費2件2,243,727円について、海外渡航経費を計上している予算の細々事業「海外連携等推進事業費」等の予算額に余裕がなかったことから、林政課の判断により、予算額に余裕があつた細々事業「施設等維持管理費」及び「情報システム維持管理費」から予算が執行されていた。しかし、この場合、本来であれば、所管課である林政課が岐阜県予算編成執行規則に基づき、

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
中濃県事務所	指導事項	強風のため職員駐車場の柵木が折損したことにより職員の車両2台を損傷させた1件の毀損事故により、損害賠償金として267,888円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
可茂県事務所	指導事項	外部記録媒体の管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスク及びUSBメモリを利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

9 教育委員会 (24機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜教育事務所	令和元年10月28日	西濃教育事務所	令和元年10月28日
美濃教育事務所	令和元年10月28日	可茂教育事務所	令和元年10月28日
東濃教育事務所	令和元年10月28日	飛騨教育事務所	令和元年10月28日
山県高等学校	令和元年10月28日	岐阜工業高等学校	令和元年10月28日
池田高等学校	令和元年10月28日	郡上北高等学校	令和元年10月25日
武義高等学校	令和元年10月28日	関有知高等学校	令和元年10月28日
関高等学校	令和元年10月28日	加茂農林高等学校	令和元年9月11日
可児高等学校	令和元年10月28日	多治見北高等学校	令和元年10月28日
恵那農業高等学校	令和元年10月28日	中津高等学校	令和元年10月28日
坂下高等学校	令和元年10月28日	中津商業高等学校	令和元年10月28日
郡上特別支援学校	令和元年10月28日	関特別支援学校	令和元年10月28日
中濃特別支援学校	令和元年10月28日	可茂特別支援学校	令和元年10月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
岐阜教育事務所	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,900円が支払われていたので、職

機関名	指導事項	内容
山県高等学校	指導事項	員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたもので、今後は適正に処理されたい。
郡上北高等学校	指導事項	ポリ塩化ビニルフェニル廃棄物処理委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	臨時的任用職員の社会保険料に係る支出事務において、納付を失念して納期限までに支払を行わなかったことにより、延滞金100円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、デジタルビデオデッキなど3件（取得価格計721,004円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	外部記録媒体の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 DVDについて、「その他の外部記録媒体管理台帳(以下「その他媒体管理台帳」という。)」に登録の記載がないものや、記載されているものの情報セキュリティ取扱管理者の確認印があつた。また、DVDを廃棄する場合は、「その他媒体管理台帳」及び「情報資産の廃棄記録簿」に廃棄日時等を記載することになつているが、これを行っていないものがあつた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿(以下「使用記録簿」という。)」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたものであつた。また、「使用記録簿」の記載事項として、利用許可又は解除確認について情報セキュリティ取扱管理者の押印がないものや解除日の記載のないものがあつた。 特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
関有知高等学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、1件5,113円が支払不足となつていた。 2 休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、休日だった日は勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、週休日の支給割合を適用したことにより、1件511円が過

加茂農林高等学校	指導事項	3 週休日の振替を指定された日に勤務した時間外勤務手当の支給割合を調ったことにより、1件2,096円が支払不足となっていた。 建築基準法第12条定期点検等委託業務に係る契約事務において、仕録書で定めた点検実施計画書を提出させるべきところ、これを行わせていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	旅費の支出事務において、概算払の精算が遅延しているものがあつたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	生産物の処分事務において、県立高等学校農業科実習に伴う会計事務取扱要領では部門責任者が売却等の専行処分をすることができるとなっているが、毎年度、校長及び農場関係者間で協議をして定めると規定している。しかし、平成30年度において、上記の協議や専行処分ができる品名の決定に係る決裁がなされないまま部門責任者による専行処分が行われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「毒物及び劇物管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、受払簿が適正に記録されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
恵那農業高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料72,576円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定(3.6協定)で定めた「延長することができず時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案があつたため、今後は適正に処理されたい。
郡上特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

10 警察本部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜北警察署	令和元年10月28日	養老警察署	令和元年10月28日
大垣警察署	令和元年10月28日	郡上警察署	令和元年10月25日
関警察署	令和元年10月29日	加茂警察署	令和元年10月28日
可児警察署	令和元年10月28日	高山警察署	令和元年10月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
岐阜北警察署	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,252,800円の費用負担が発生し、また、修繕料233,712

養老警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料93,744円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
郡上警察署	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	強風のため駐輪場の屋根が飛散したことにより南方の会社事務所のドアを損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として20,520円の費用負担が発生していたため、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
関警察署	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として291,886円の費用負担が発生し、また、修繕料188,664円が支払われていたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
加茂警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として780,462円の費用負担が発生し、修繕料323,070円が支払われていた。また、公用車が1台廃車(評価額998,073円)となつていたので、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
可児警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として220,518円の費用負担が発生していたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

11 その他 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会中機 地方事務局	令和元年10月23日	選挙管理委員会可茂 地方事務局	令和元年10月30日

【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年十二月六日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 藤 士 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 (令和元年10月未現在) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	52	19	9	24
指導事項	67	19	11	37
検討事項	4	1	0	3
計	123	39	20	64

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年10月29日及び11月6日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

知事直轄

機関名	監査結果	講じた措置
秘書課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として941,041円の費用負担が発生していた。また、公用車が1台廃車（修繕料相当額2,213,802円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	所属職員に対し、物品の適正使用の周知及び公金意識の更なる向上を図った。 また、公用車の使用に当たっては、道路交通法等の法令を順守するとともに、職務の効率的な遂行に努めるよう

清流の国推進部	改めて通知した。									
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1326 232 1358 703">機関名</th> <th data-bbox="1326 703 1358 1032">監査結果</th> <th data-bbox="1326 1032 1358 2004">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 232 1326 703">地域振興課</td> <td data-bbox="1102 703 1326 1032">ミナモトLINEスタンプ配信に係る収入事務において、契約者からの送金完了メールが誤って削除され、担当者が分配金（1件8,860円）の専用口座への振込みに気付かなかったため、収納が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。</td> <td data-bbox="1102 1032 1326 2004">遅延発覚後、LINEからのメールはLINEスタンプ販売収入に係るメールであることを課内で共有し、適正に処理するよう周知徹底を図った。今後もメールの内容確認には細心の注意を払い、適正な処理がなされるよう引き続き周知徹底を図っていく。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 232 1102 703">競技スポーツ課</td> <td data-bbox="735 703 1102 1032">時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替等を行った際に、新たな勤務日になった土曜日及び日曜日の勤務時間及び休憩時間の取扱いを誤ったことにより、時間外勤務手当3件2,793円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</td> <td data-bbox="735 1032 1102 2004">過払いとなっている2,793円について、主管課を通じて、過年度戻入処理を行い、令和元年8月26日に当該職員から県に納入されていることを確認した。今後は、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、「週休日の振替等の通知書」及び時間外勤務手当等計算支援ツールの入力内容の突合を厳密に行うとともに、課員に対し適正な事務手続を徹底することにより、再発防止に努める。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	地域振興課	ミナモトLINEスタンプ配信に係る収入事務において、契約者からの送金完了メールが誤って削除され、担当者が分配金（1件8,860円）の専用口座への振込みに気付かなかったため、収納が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	遅延発覚後、LINEからのメールはLINEスタンプ販売収入に係るメールであることを課内で共有し、適正に処理するよう周知徹底を図った。今後もメールの内容確認には細心の注意を払い、適正な処理がなされるよう引き続き周知徹底を図っていく。	競技スポーツ課	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替等を行った際に、新たな勤務日になった土曜日及び日曜日の勤務時間及び休憩時間の取扱いを誤ったことにより、時間外勤務手当3件2,793円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっている2,793円について、主管課を通じて、過年度戻入処理を行い、令和元年8月26日に当該職員から県に納入されていることを確認した。今後は、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、「週休日の振替等の通知書」及び時間外勤務手当等計算支援ツールの入力内容の突合を厳密に行うとともに、課員に対し適正な事務手続を徹底することにより、再発防止に努める。	
機関名	監査結果	講じた措置								
地域振興課	ミナモトLINEスタンプ配信に係る収入事務において、契約者からの送金完了メールが誤って削除され、担当者が分配金（1件8,860円）の専用口座への振込みに気付かなかったため、収納が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	遅延発覚後、LINEからのメールはLINEスタンプ販売収入に係るメールであることを課内で共有し、適正に処理するよう周知徹底を図った。今後もメールの内容確認には細心の注意を払い、適正な処理がなされるよう引き続き周知徹底を図っていく。								
競技スポーツ課	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替等を行った際に、新たな勤務日になった土曜日及び日曜日の勤務時間及び休憩時間の取扱いを誤ったことにより、時間外勤務手当3件2,793円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっている2,793円について、主管課を通じて、過年度戻入処理を行い、令和元年8月26日に当該職員から県に納入されていることを確認した。今後は、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、「週休日の振替等の通知書」及び時間外勤務手当等計算支援ツールの入力内容の突合を厳密に行うとともに、課員に対し適正な事務手続を徹底することにより、再発防止に努める。								
健康福祉部										
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="671 232 708 703">機関名</th> <th data-bbox="671 703 708 1032">監査結果</th> <th data-bbox="671 1032 708 2004">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="185 232 671 703">中央子ども相談センター</td> <td data-bbox="185 703 671 1032">公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として203,748円の費用負担が発生し、また、修繕料37,022円（うち相手方負担分7,404円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> <td data-bbox="185 1032 671 2004">交通事故を起こした職員に対し、嚴重に注意するとともに周囲の状況確認を確実にを行うなど安全運転を心掛けるよう指導した。また、所内会議において、より一層交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。今後も継続的に注意を喚起し、交通事故防止を徹底する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 232 185 703">農政課</td> <td data-bbox="185 703 185 1032">強風のため果が管理する樹木が折損したことにより隣接する民家のテラス等を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として388,044円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</td> <td data-bbox="185 1032 185 2004">施設の樹木については、倒木等の被害発生が懸念される場合に点検を行っていたが、当該事故は想定外の強風により発生したものである。事故発生直後、他に倒れそうな樹木がないか再確認し、倒木の危険がある3本を伐採した。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	中央子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として203,748円の費用負担が発生し、また、修繕料37,022円（うち相手方負担分7,404円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	交通事故を起こした職員に対し、嚴重に注意するとともに周囲の状況確認を確実にを行うなど安全運転を心掛けるよう指導した。また、所内会議において、より一層交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。今後も継続的に注意を喚起し、交通事故防止を徹底する。	農政課	強風のため果が管理する樹木が折損したことにより隣接する民家のテラス等を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として388,044円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	施設の樹木については、倒木等の被害発生が懸念される場合に点検を行っていたが、当該事故は想定外の強風により発生したものである。事故発生直後、他に倒れそうな樹木がないか再確認し、倒木の危険がある3本を伐採した。	
機関名	監査結果	講じた措置								
中央子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として203,748円の費用負担が発生し、また、修繕料37,022円（うち相手方負担分7,404円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	交通事故を起こした職員に対し、嚴重に注意するとともに周囲の状況確認を確実にを行うなど安全運転を心掛けるよう指導した。また、所内会議において、より一層交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。今後も継続的に注意を喚起し、交通事故防止を徹底する。								
農政課	強風のため果が管理する樹木が折損したことにより隣接する民家のテラス等を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として388,044円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	施設の樹木については、倒木等の被害発生が懸念される場合に点検を行っていたが、当該事故は想定外の強風により発生したものである。事故発生直後、他に倒れそうな樹木がないか再確認し、倒木の危険がある3本を伐採した。								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1388 1211 1428 1352">機関名</th> <th data-bbox="1388 1352 1428 1682">監査結果</th> <th data-bbox="1388 1682 1428 2098">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="857 1211 1388 1352">東濃農林事務所</td> <td data-bbox="857 1352 1388 1682">公務中の1件の交通事故について、修繕料53,049円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> <td data-bbox="857 1682 1388 2098">事故発生直後には、課長・係長会議で具体的な内容を伝え、交通安全・事故防止について、職員に周知徹底を図るよう依頼した。同時に、交通安全チェックリストを全職員に実施させ、交通安全への意識向上を図った。また、職場研修も行い、再度全職員に周知徹底を図った。今後は、森林作業道等の悪路では、見えない障害物があることも想定し、運転者は道の状態を入念に確認したうえででの発進・走行・停車を行う事、同乗者は車から降りて周りに障害物がなにか確認する事などを徹底して、再発防止に努める。</td> </tr> </table>		機関名	監査結果	講じた措置	東濃農林事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料53,049円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生直後には、課長・係長会議で具体的な内容を伝え、交通安全・事故防止について、職員に周知徹底を図るよう依頼した。同時に、交通安全チェックリストを全職員に実施させ、交通安全への意識向上を図った。また、職場研修も行い、再度全職員に周知徹底を図った。今後は、森林作業道等の悪路では、見えない障害物があることも想定し、運転者は道の状態を入念に確認したうえででの発進・走行・停車を行う事、同乗者は車から降りて周りに障害物がなにか確認する事などを徹底して、再発防止に努める。			
機関名	監査結果	講じた措置								
東濃農林事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料53,049円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生直後には、課長・係長会議で具体的な内容を伝え、交通安全・事故防止について、職員に周知徹底を図るよう依頼した。同時に、交通安全チェックリストを全職員に実施させ、交通安全への意識向上を図った。また、職場研修も行い、再度全職員に周知徹底を図った。今後は、森林作業道等の悪路では、見えない障害物があることも想定し、運転者は道の状態を入念に確認したうえででの発進・走行・停車を行う事、同乗者は車から降りて周りに障害物がなにか確認する事などを徹底して、再発防止に努める。								
農土整備部										
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="791 1211 828 1352">機関名</th> <th data-bbox="791 1352 828 1682">監査結果</th> <th data-bbox="791 1682 828 2098">講じた措置</th> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1211 791 1352">多治見土木事務所</td> <td data-bbox="204 1352 791 1682">公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として33,087円の費用負担が発生し、また、修繕料50,328円（うち相手方負担分20,131円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> <td data-bbox="204 1682 791 2098">事故発生直後、直ちに当該職員から事故の状況及び原因を聴取し、安全運転の励行について指導を行った。また、所内会議において交通法規の遵守及び安全運転の励行並びに県有物品の適正な使用及び管理について注意喚起し、再発防止に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1211 204 1352">古川土木事務所</td> <td data-bbox="204 1352 204 1682">道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として383,289円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</td> <td data-bbox="204 1682 204 2098">県道路パトロール実施要領に基づく道路パトロールの実施の際には、道路管理者として注意を払って確認を行うことを徹底した。今後も細心の注意を払った道路パトロールをはじめ、穴ぼこ点検や浮石点検及び植栽樹木の状況確認を定期的の実施するとともに、降雪については、降雪状況に応じた橋梁やトネル坑口等の雪庇除去等の対策を行い、安全かつ適切な道路管理により事故防止に努める。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	多治見土木事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として33,087円の費用負担が発生し、また、修繕料50,328円（うち相手方負担分20,131円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生直後、直ちに当該職員から事故の状況及び原因を聴取し、安全運転の励行について指導を行った。また、所内会議において交通法規の遵守及び安全運転の励行並びに県有物品の適正な使用及び管理について注意喚起し、再発防止に努める。	古川土木事務所	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として383,289円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	県道路パトロール実施要領に基づく道路パトロールの実施の際には、道路管理者として注意を払って確認を行うことを徹底した。今後も細心の注意を払った道路パトロールをはじめ、穴ぼこ点検や浮石点検及び植栽樹木の状況確認を定期的の実施するとともに、降雪については、降雪状況に応じた橋梁やトネル坑口等の雪庇除去等の対策を行い、安全かつ適切な道路管理により事故防止に努める。	
機関名	監査結果	講じた措置								
多治見土木事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として33,087円の費用負担が発生し、また、修繕料50,328円（うち相手方負担分20,131円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生直後、直ちに当該職員から事故の状況及び原因を聴取し、安全運転の励行について指導を行った。また、所内会議において交通法規の遵守及び安全運転の励行並びに県有物品の適正な使用及び管理について注意喚起し、再発防止に努める。								
古川土木事務所	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として383,289円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	県道路パトロール実施要領に基づく道路パトロールの実施の際には、道路管理者として注意を払って確認を行うことを徹底した。今後も細心の注意を払った道路パトロールをはじめ、穴ぼこ点検や浮石点検及び植栽樹木の状況確認を定期的の実施するとともに、降雪については、降雪状況に応じた橋梁やトネル坑口等の雪庇除去等の対策を行い、安全かつ適切な道路管理により事故防止に努める。								

また、社会基盤メンテナンスサポーター（MS）からの道路の異常箇所についての情報も取り入れ、効率的な維持管理に努める。

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜各務野高等学校	物品の管理事務において、ラミネーターなど29件（取得価格計5,435,444円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	物品を廃棄あるいは所在場所を移動する場合は、事前に事務部へ書面で申請することになっており、このことを職員会議で再度周知した。 また、令和元年度の現物実査において、必ず複数人による目視確認を行い、確実に物品の所在を把握するとともに、物品管理の負担軽減を図るため、現物実査時に遊休物品を把握し、計画的に処分を実施することで、再発防止に努める。

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
保健環境研究所	県有試験器1台の処分事務において、当該物品の不要決定にあたり、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則取扱要領に定める知事の承認を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。	今回の不備を踏まえ、今後、物品処分の手続については総務課で進めることとし、課内で周知徹底を図った。
	毒劇物の管理事務において、「岐阜県保健環境研究所薬毒物等安全管理規程」及び「岐阜県保健環境研究所薬毒物等安全管理要領」に基づき、台帳に記載の残存量と現物の残存量を1年に1回以上照合することになっている。このことについて、保健科学部が使用する毒物を確認したところ、多くの毒物について平成29年3月28日以降の照合が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	毒物の台帳及び残存量について、全ての照合を行い問題がないことを確認し、所長に報告した。 また、薬毒物等安全委員会を開催し、「岐阜県保健環境研究所薬毒物等安全管理規程」及び「岐阜県保健環境研究所薬毒物等安全管理要領」による管理の徹底を周知した。

中央子ども相談センター移転業務委託に係る契約事務において、業務委託仕様書で定めた移転業務に係る搬入ルール、作業体制表、安全管理体制、緊急連絡体制等を提出させるべきところ、これを行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。

令和元年度の委託契約について仕様書のとおり実施されていることの確認をした。
今後は、担当者、係長、出納員など複数人によるチェックを徹底すること、適正な事務処理に努める。

機関名	監査結果	講じた措置
農政課	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料72,921円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	毀損事故を起こした職員に対し、ノートパソコンをはじめとした県有物品の取扱いについて、十分注意を払うよう指導した。あわせて所属職員に対して県有物品等の慎重な使用及び管理について周知徹底した。
畜産振興課	岐阜県畜産振興事業補助金（飛騨牛銘柄推進事業）の交付事務において、実績報告書の提出期限は補助事業完了の日（平成30年10月3日）から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする補助金交付要綱に規定されているところ、補助事業者による提出が4か月以上遅延（平成31年3月11日受理）していたため、今後は適正な事務処理となるよう指導されたい。	補助事業者に対し、岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱に係る事務手続に関する指導を行い、内容を理解したことを確認した。 今後は、補助事業者に対し、事務手続について交付決定時や着手届提出時等の適時に教示するとともに、定期的に事業の進捗に応じて適切な指導を行うこととした。
中農農林事務	岐阜県畜産振興事業補助金（繁殖雌牛増頭支援事業）の交付事務において、事業実施主体は事業実施要領に基づき、事業実施後5年間の対象雌牛の管理台帳を添付した実施状況報告書を農林事務所に提出することになっている。監査において提出状況を確認したところ、事業を開始した平成28年度から3か年度分の提出が確認できなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	未提出だった実施状況報告書については提出を受け、以後、提出漏れがないよう事業実施主体を指導した。 職員には、各種補助金の要綱、実施要領に基づいた適正な事務処理を行うよう周知した。
	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員	当該職員に対し、備品の取扱いについて、一層の注意を払うよう指導を行った。また、所属職員に対し、パソコン

<p>の喫煙事故防止について一層の徹底を図られた。</p> <p>時間外勤務において、勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないにもかかわらず、それを行うことなく時間外勤務を命じていたので、今後は適正処理されたい。</p>	<p>ンを含めた備品の適正な使用及び管理について改めて周知徹底を図った。</p> <p>再発防止に向け、課長・係長会議で、時間外勤務命令をする際には、少なくとも、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与えるように周知徹底を図った。</p>
<p>機関名 道路建設課</p> <p>監査結果 ICレコーダーの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がICレコーダーを利用していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>課じた措置 連やかに、USBメモリその他の外部記録媒体使用記録簿へ記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受けた。</p> <p>今後は、このような事態が発生しないように、情報セキュリティ責任者から課内職員へ「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を遵守して、適正に管理するよう周知徹底をした。</p> <p>また、情報セキュリティ取扱管理者が、月1回は外部記録媒体と使用記録簿の突合を行うこととした。</p>
<p>多治見土木事務所</p> <p>道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として、149,347円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>当該事案ごとに、直ちに再発防止措置を講じた。路面上の段差については段差を解消し、路面の亀裂からの湧水については亀裂を解消した。</p> <p>今後も、管内全路線の定期的な道路パトロールと危険箇所への補修を行い、道路事故の発生防止と道路管理の徹底に努める。</p>
<p>教育委員会</p> <p>機関名 大垣南高等学校</p> <p>監査結果 物品の管理事務において、調光器1件(取得価格220,000円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>課じた措置 平成30年度の物品の総点検で不適合が判明した当該物品1件については、亡失として処理し岐阜県会計規則第203条に基づき事故報告を行うとともに物品処分等調査を作成し、物品一覧表から除去を行った。</p> <p>職員会議において、職員全員に物品管理の取組の重要性及び物品管理責任について説明し管理意識の向上を図った。</p> <p>また、物品の現物実査においては、必ず複数の教員と事務職員で確認を行うこととし、物品一覧表との不適合が発生しないよう管理の徹底を図っている。</p> <p>今後も職員会議の場などで周知徹底を図り、特に処分や保管場所の変更などについては、使用主任者及び事務職員間で確実に情報共有を行い、適正な物品管理に努める。</p>

岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年十二月六日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 良 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

1 平成25年度、29年度及び平成30年度
包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成25年度						(単位：件)					
特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C	特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の 執行	知事部局	A	25	24	0	1	知事部局	A	25	24	0

2 平成29年度						(単位：件)					
特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C	特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
水道事業及び下水道事業 に係る財務事務の執行及 び事業の管理	知事部局	A	13	10	2	1	知事部局	A	13	10	2

※知事から令和元年1月22日付け行第120号で通知があったもの

3 平成30年度						(単位：件)					
特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C	特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき 部署	監査結果 (指摘)	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
林業施業に関する財務事 務の執行及び事業の管理	知事部局	A	9	—	7	2	知事部局	A	9	—	7

※知事から令和元年1月22日付け行第121号で通知があったもの

II 監査結果(指摘)に基づき講じた措置

1 平成29年度(ナーワ：水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理)

公益財団法人岐阜県浄水事業公社(所管課：下水道課)

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
人件費について	134	【常勤役員分の賞与引当金の計上もれ】 常勤役員分の期末未手当は、公社の規程及び実務の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、賞与引当金の算定対象に含まれることが必要である。	職員分のみ賞与引当金の算定対象としていた公社規程を平成30年度3月補正から常勤役員分の期末未手当を賞与引当金の算定対象に含めて予算計上した。
	136	【賞与引当金の算定過程】 賞与引当金の算定に当たっては、当該年度決算日時点において把握している昇給やベネフィットなどを反映して支給見込額を算定し、基礎データとする必要がある。	平成30年度から賞与引当金の算定は、当該年度決算日時点の昇給やベネフィットなどを反映して支給見込額の予算計上を行い、決算日時点で再算定を行った。

2 平成30年度(ナーワ：林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理)

林政課

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
100年の森林づくり計画策定事業	55	【平成29年度施策の実施状況報告書に記載された数値の誤りについて】 「森林配置計画の策定状況」の市町村森林整備計画反映面積に数値誤りが存在していた。これを確認する体制を整備し、実施状況報告書に正しい数値を記載する必要がある。	数値の誤りについて、令和元年5月に県議会へ修正報告した。今後は市町村から提出のあった数値の正確さ等について、農林事務所を含め課・室内で精査することとする。

森林研究所

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
研究課題に対する評価	70	【研究結果に対する事後評価について】 平成27年度終了のプロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政部長による事後評価が行われていなかった。担当者が網羅的に森林研究所から資料等を受領したことを確認する内部統制及び事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制を整備する必要がある。	平成31年3月に平成27年度終了のプロジェクト研究課題について、林政部長による事後評価を行った。また、資料の提出及び受領したことを確認する内部統制を整備することとし、関係年度を明記するとともに、関

		係資料を提出する際は、研究課題一覧表を3年分(前年度、当年度、次年度)添付するよう運用を見直した。
--	--	---

県産材流通課

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
林業・木材産業改善資金貸付金	102	【滞納時の手続の未整備について】 当該制度の貸付けに係るルールとして岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則及び同要領を定めている。償還金が滞納された場合の対応方法については『貸付金管理ガイドライン』が定められているが、詳細な要領ないし手順が整備されていない。そのためこれらの対応を要領等に定め、滞納されている償還金の状況を定期的に把握する必要がある。	債権管理に係る詳細な手順等を定めた要領を策定した。

公益社団法人岐阜県森林公社(所管課：治山課)

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
林業就業促進資金貸付金	168	【貸付金の算定誤りについて】 当該貸付金残高が過少に算定されているため、平成30年度決算書において修正予定であるが、算定資料上で貸付対照表上の残高と照合できない状況であり、担当者でないと確認が容易でない。別の者が算定資料をチェックできるよう内部統制機能を改善された。	算定資料を含め複数人(会計担当、事業担当課長、経営課長)でチェックすることにより(平成31年4月1日)から貸付引当金の算定ルールについては、(公社)岐阜県森林公社会計処理規程及び同規定取扱細則の「貸引当金」欄に明文化した。(平成31年4月1日施行)
機関誌の記載事項(木曾三川水源造成公社と共助)	170	【機関誌「森の恵み」記載内容の深度化について】 同公社の森林整備区分及び方針は、分取造林契約者に十分に伝えられていないことから、それが契約地ごと・造林地ごとに異なっていることについて、契約者向け機関誌「森の恵み」に掲載すべきである。	令和元年度10月発行分に森林整備区分及び方針の記事掲載した。

公益社団法人木曾三川水源造成公社（所管課：治山課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
森林資産 情報の注 記	194	【回収能力見込額算定にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて】 森林資産の回収能力見込額の算定に当たっては、減損処理の判断をより精緻に行うため、当公社と所有者との分収割合を一律に8：2にするのではなく、個々の所有者との現状の契約に応じた割合にすることが必要である。	平成30年度決算資料では契約変更の進捗状況に応じて算出しました。
公益森林 管理事業	197	【水源林見学会の予算について】 水源林見学会は、有意義なイベントであるが、赤字が連続するようでは継続実施が困難になるおそれがある。 水源林見学会を継続的に実施できるよう、予算の策定にあたっては、主な財源である基本財産利息収入に見合うように計画することが必要である。	基本財産利息収入の範囲内で令和元年度事業計画を作成した。

令和元年十二月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社